

地域職業訓練センターの全廃方針の撤回を求める意見書

全国に83カ所ある地域職業訓練センターを2010年度末で廃止する方針を厚労省が明らかにした。この廃止計画にたいして、自治体、関係者からは厳しい批判と存続を求める声が上がっている。

厚労省は2009年4月から12月の利用者が一定基準を満たすセンターは存続するとしていたが、鳩山内閣がすすめる行政刷新会議の「事業仕分け」を経て、施設を全廃し、希望する自治体に建物を譲渡する方針に転換した。

地域職業訓練センターは、中小企業労働者や求職者らを対象に、地域の経済、産業に合わせて、建設、土木、板金、パソコンなど技能向上、資格取得訓練を行っている。千葉県内には、千葉市、松戸市、野田市に施設があり、2008年度は、のべ11万8千人が利用している。

厳しい雇用情勢が続いているもとの、同センターは、多くの国民に職業訓練の機会を保障する重要な事業となっている。それを廃止するということは、職業訓練にたいする国の責任を放棄するものであり、到底認められものではない。国は、同センターを全廃するのではなく、拡充こそ図るべきである。

よって、本議会は政府にたいして、地域職業訓練センターの全廃方針を撤回するよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。